答申の概要

件			名	自己の通報に関して実施機関が参酌した法令及び判例が記載された文書に係る非開			
				示決定に対する審査請求 (諮問第50号)			
1 *	件保有個人情報			審査請求人の通報に対し実施機関が作成した記録書に記載された「法令や判例」が			
4			1月 平区	分かる文書(文書不存在)			
主	な非開	示 理	由	条例第21条第3項(文書不存在)			
実	施	機	関	静岡県教育委員会			
諮	問 年	月	日	令和5年2月21日	答申年月日	令和5年12月22日	
主	な	論	点	実施機関が条例第21条第3項に該当し非開示とした決定は妥当か。			

審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

審査会の判断

当審査会は、本件審査請求について審査した結果、以下のとおり判断する。

- (1) 本件請求について
 - ア 本件請求は、別件請求に対し実施機関が開示した「教職員倫理110番通報記録書」(以下「記録書」という。)に記載された「法令や判例」(以下「法令等」という。)について具体的な資料の開示を求めたものである。
 - イ 実施機関は、別件請求に対し開示した文書以外に文書は作成しておらず、本件請求に係る保有個人情報 は保有していないと主張する。

これに対し、審査請求人は、実施機関において自己の案件に係る審議が行われた際には、法令等が記載された文書は記録書に添付されていたにもかかわらず、記録書を保管する際には、記録書と法令等を一連の文書として綴じなかったものあるから、本件請求に係る保有個人情報は存在するはずであると主張する。

- ② 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について
 - ア 当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関からは次のとおり説明があった。
 - 同 記録書の法令等の記載は、一般的なハラスメントの基準が厚生労働省の指針や法令等に基づいて作成 されたものであるという趣旨である。
 - √ 教職員倫理110番制度において、判断根拠となった法令等が記載された資料を添付することは必須ではない。事案の担当者が、当該事案について所属長に報告するに当たって、関係法令に関する書類等を添付することもあるが、報告内容に記載した根拠について関係職員が当然に認識している内容であれば、法令等を添付しないこともある。
 - イ 記録書を見たところ、「3 通報内容」欄には「別添メールのとおり」、「【通報者への対応】」欄には、「別添のとおり回答する。」と記載されており、別件請求に対し開示された審査請求人からのメール及び回答案を参照するように実施機関の担当者が指示し、「別添」として、そのとおり添付されていることが確認できた。一方で、法令等に係る記述部分に、「別添法令や判例等のとおり」というようには記載されておらず、単に「パワハラの3要件の基準については法令や判例等に基づいているものであり(略)」となっている。

当審査会事務局職員をして、実施機関に保管されている記録書の原本を確認させたところ、確かに審査請求人からのメール及び回答案が添付されていたが、それ以外のものは添付されておらず、本件請求に係る保有個人情報の存在は確認できなかった。

ウ 審査請求人は、実施機関の職員との電話でのやり取りから、記録書には当初法令等が添付されていたは ずだと主張している。

しかしながら、審査請求人が口頭意見陳述において音声記録を再生した当該電話のやり取りにおいて、 実施機関の職員は、「法令や判例が添付されていなかった」と説明しており、この説明は、当初法令等が添 付されていたことを意味するとは認められない。

エ 審査請求人からは、実施機関の職員との電話記録以外に本件請求に係る保有個人情報の存在をうかがわせる事情についての主張はなく、実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められないことから、実施機関が本件請求に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。